

新しい農業委員が決まりました

問い合わせ先 農業委員会 ☎43・6845

平成23年7月19日の任期満了に伴い、新しい農業委員が次のとおり決まりました。任期は3年です。また、22日の農業委員会総会において、会長に榊敏氏、会長職務代理者に前田護氏を選出しました。農地の売買・貸し借り・転用等、農地に関することは地区の農業委員までご相談ください。

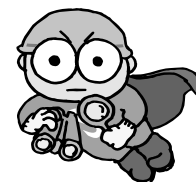
●地区担当委員

氏名	担当地区	氏名	担当地区
榊 敏	加里屋地区、駅北(宮前町、大町を除く)、中広、細野町、上飯屋地区、城西地区	横田 則征	折方
		小林 久忠	鷗和
團 増治	尾崎、南宮町、清水町、大橋町、松原町、中浜町、さつき町、海浜町	住所 知之	福浦
		後藤 利彦	坂越、高野
有田 光一	元塩町、本水尾町、朝日町、正保橋町、東浜町、元沖町、元緑橋町、御崎	砂本 勝	浜市、砂子、北野中、南野中
山田 孝志	塩屋(向、東)、宮前町、大町、板屋町	山本 稔	木津、目坂、高雄
		井口 暉	周世、真殿
八木 元則	塩屋(西)	前田 護	中山
永安 弘	西浜北町、片浜町、平成町、磯浜町、古浜町	本田 勝一	西有年(原組、宮原、西中野、東中野)
中田 稔行	新田(居村)	藪林 清	西有年(横山、上組、北組)
木村 繁満	新田(居村以外)		
松本 隆博	黒崎町	谷山 甫	東有年
西山 和一	大津	桐谷 宙佳	有年橋原、有年原
大崎 清	木生谷	平田 源也	有年横尾、有年牟礼

利用権設定等促進事業により 農地の貸し借りが安心してできます

- 農地の貸し借りを希望される人は農業委員、農業総代または農業委員会事務局へご相談ください。
- ただし市街化調整区域内の農地に限ります。
- 《貸し手の利点》
- 市内に農地を持つ市外居住者でも利用できます。
- 賃借料は、赤穂市農地(田)賃借料情報を参考に決めていただきます。
- 貸した農地は期限がくれば離作料を支払うことなく必ず返ってきます。
また引き続き貸すこともできます。
- 《借り手の利点》
- 農業経営を拡大したい人は、いくらでも借りられます。
- 借りている期間中は、安心して経営農地の一部として計画的に利用できます。
- 期限がきても双方の合意により引き続き借りることができます。

農地パトロールを実施します 8/17～19



農業委員会では毎年8月を「農地パトロール月間」として、次の目的で農地パトロールを行っています。

- ①農地の利用状況の確認
- ②遊休農地・耕作放棄農地の解消
- ③農地を有効利用する運動の周知活動
- ④無断転用や不法投棄地への指導

このパトロールで、無断転用の発見と調査、荒廃農地の調査等を行い、是正指導をしていきます。

一時的な転用は？

一時的に資材置場や残土置場に利用する場合も転用届が必要です。

許可なく転用すると？

許可なく転用すると、農地法違反となり工事の中止・原状回復を命ぜられることがあります。

大切な農地を守るために、農地所有者一人ひとりの責任による適切な管理をお願いします。